

議第68号

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を次のように変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により議決を求める。

平成24年9月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

郵便局株式会社法の改正等に伴い改正しようとする。

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について（平成19年高山市告示第224号）の一部を次のように変更する。

改正前	改正後
<p>3 事務を取り扱わせる期間</p> <p>平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヵ月前までに高山市長又は<u>郵便局株式会社</u>のいずれからも取扱解除の意思表示がないときは、取扱期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。</p>	<p>3 事務を取り扱わせる期間</p> <p>平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヵ月前までに高山市長又は<u>日本郵便株式会社</u>のいずれからも取扱解除の意思表示がないときは、取扱期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。</p>

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。